

公印省略

2教高第708号
令和2年5月4日

各 県 立 高 等 学 校 長
各 県 立 中 学 校 長 殿
輝 翔 館 中 等 教 育 学 校 長

福岡県教育委員会教育長

教育活動再開に向けた登校日の設定について（通知）

この度、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休業を5月31日（日）まで延長したことにより、生徒の学びの保障や心身の健康の面で問題が生じることが懸念されます。

このため、別添「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（令和2年5月1日2文科初第222号。以下「文部科学省通知」という。）を踏まえ、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動の再開に向けた取組を開始することとしました。

については、各学校において、感染症対策を徹底した上で、下記事項に留意して、教育活動の再開に向けた登校日（以下「登校日」という。）の設定に取り組まれますようお願いいたします。

記

- 1 登校日実施の可否については、県内の感染状況と専門家の意見に基づき、地区（北九州、福岡、筑後、筑豊）別に県教育委員会で決定し、5月19日（火）までに各学校に通知する予定であること。
- 2 各学校においては、登校日の実施が可とされた場合、5月21日（木）以降に実施できるよう準備を進めておくこと。ただし、感染者又は濃厚接触者と判断された職員又は生徒が在籍している学校においては、登校日の実施を中止すること。
- 3 登校日の日数、時制等については、各学校及び生徒の実態に応じて、各学校が定めること。その際、文部科学省通知を参考にして、分散登校その他の感染防止のための工夫を行うこと。
- 4 臨時休業によって生じた正課授業の未指導事項等の指導のため、教育課程に位置付けない補習等を実施することは差し支えないこと。その際、補習等を受講できなかった生徒については、学習教材を配布するなど個別に対応し、未習等の状況が生じないように配慮すること。
- 5 登校日については、指導要録上の「授業日数」に含めないこと。
- 6 部活動は行わないこと。
- 7 登校に際して、不安を持つ保護者及び生徒に対しては、学校で講じる感染症対策について十分説明し、学校運営の方針について理解を得るよう努めるとともに、生徒の不利にならないよう弾力的に対応すること。

本件担当
高校教育課 指導班 中島 敦雄
工藤 宏敏
TEL 092-643-3905